様式第1号(第8条関係)

# 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間一覧表

| No. | 所管グループ等名 | 所管担当名 | 処分の概要 | 法令(例規)名 | 根拠条項 | 審査基準 | 標準処理期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 農政グループ | 農務担当 | 農業経営改善計画の認定 | 農業経営基盤強化促進法 | 第12条第1項 | ○ | 40日 | |
| 2 | 農政グループ | 農務担当 | 農業経営改善計画の変更の認定 | 農業経営基盤強化促進法 | 第12条の2第1項 | ×ア | 40日 | |
| 3 | 農政グループ | 農務担当 | 種馬鈴しょ生産者の登録 | 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 | 第3条 | ○ | 20日 | |
| 4 | 農政グループ | 計画担当 | 農業振興地域整備計画の変更に係る申出(編入・除外)に対する決定 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 第13条第1項及び第2項 | ×ア | | 公告縦覧中の案件がある場合は、期間終了後でないと新たな公告縦覧ができないため、標準処理期間を設定することは困難である。 |
| 5 | 農政グループ | 計画担当 | 農用地区域内における開発行為の許可 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 第15条の2第1項 | ○ | 50日 | |
| 6 | 農政グループ | みらい農業センター担当 | 美幌みらい農業センターの使用の許可 | 美幌みらい農業センター条例 | 第7条第1項 | ○ | 7日 | |
| 7 | 農政グループ | みらい農業センター担当 | 美幌みらい農業センター市民農園の使用の許可 | 美幌みらい農業センター条例 | 第7条第1項 | ○ | 50日 | |
| 8 | 農政グループ | みらい農業センター担当 | 美幌みらい農業センター使用料の減免 | 美幌みらい農業センター条例 | 第9条第3項 | ○ | 7日 | |
| 9 | 農政グループ | みらい農業センター担当 | 美幌みらい農業センター使用料の還付 | 美幌みらい農業センター条例 | 第10条 | ○ | 7日 | |

注　1　根拠法令ごとに根拠条項順に記載すること。
　2「審査基準」欄は、次により記載すること。
　(1)「○」　審査基準を設定している場合
　(2)「×」　審査基準を設定していない場合
　　ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの　イ:申請実績がない又は将来的に見込みのないもの　ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
　3「標準処理期間」欄は、「○日」、「○週」等により記載すること。標準処理期間未設定の場合は、空欄とすること。
　4　行政上特別の支障があるため審査基準を公にできない場合は、備考欄に「非公開」と記載すること。